

令和2年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R3.1.22	R3.2.2	①昭和37年7月26日付官報第10680号p548建設省告示第1773号小金井都市計画街路の決定に関する「大臣の決定書」および「内閣総理大臣の決定書」及び「内閣の認可書」 ②上記3点が無い場合はそれに代わる文書 ③上記文書が存在しない場合はその事由が説明される文書					1											① 開示請求に係る公文書は、建設省（当時）が作成した文書であり、実施機関では作成しておらず、当該公文書を取得した事実も確認できないため、存在しない。 ② 開示請求に係る公文書は、実施機関では作成しておらず、当該公文書を取得した事実も確認できないため、存在しない。 ③ 開示請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、当該公文書を取得した事実も確認できないため、存在しない。	都市整備局都市基盤部街路計画課	
2	R3.1.22	R3.2.3	清瀬市〇〇三丁目〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に係る道に関する協定書、協定図及び協定承諾書並びに現況実測図（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	5	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課	
3	R3.1.25	R3.2.4	事業計画変更認可申請書（東京都市計画道路事業補助線街路第86号線）（2都市整防第388号）のうち、 ・鑑 ・申請の理由が分かるもの ・都市計画事業位置図	3	1															都市整備局市街地整備部防災都市づくり課	
4	R3.2.2	R3.2.4	多摩建築指導事務所建築指導第三課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（令和2年10月7日から令和3年1月29日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	14	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課	
5	R3.1.28	R3.2.5	中央区晴海五丁目西第一種市街地再開発事業・事業計画のうち資金計画の計算内訳またはそれに類する資料	0				1												開示請求に係る公文書は、東京都文書管理規則第2条第17号の資料文書に該当し、事務の遂行上必要な期間が終了したのものとして、保存期間の満了により廃棄している。 よって、当該公文書について、実施機関では既に廃棄しており、現在は存在しない。	都市整備局市街地整備部再開発課
6	R3.1.18	R3.2.5	平成27年11月20日付27都市建指第492号「建築基準法第12条第5項に基づく報告について（文京区〇〇二丁目〇〇）」	※	1					1										（7条2号）個人の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	都市整備局市街地建築部建築指導課
7	R3.1.18	R3.2.5	(2)(1)に対する本件建築主らの対応が分かる文書一式。決裁文書等を含む。					1												当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず存在しないため	都市整備局市街地建築部建築指導課
8	R3.1.29	R3.2.5	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 (1) 平成29年12月14日受付の建設業許可申請書 一式（閲覧対象部分に限る） (2) 決算変更届第8期、第9期、第10期、第11期、第12期 各一式（閲覧対象部分に限る） (3) 平成29年12月14日受付の変更届出書（役員の変更） 一式（閲覧対象部分に限る）	97	1						1									（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
9	R3.2.2	R3.2.5	東京都知事許可第〇〇号、株式会社〇〇の以下の書類 令和2年6月18日受付建設業許可申請書のうち ・様式第一号（「建設業許可申請書」表紙） ・役員等の一覧表 ・営業所一覧表（更新） ・専任技術者一覧表	4	1						1									（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
10	R3.2.1	R3.2.5	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和3年1月31日現在）	※	1																都市整備局市街地建築部建設業課
11	R3.2.1	R3.2.5	東京都建設業許可台帳（東京都知事許可 令和3年2月1日現在）	※	1																都市整備局市街地建築部建設業課

令和2年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
25	R3. 2. 4	R3. 2. 18	(1) 専任技術者証明書 (2) 預金残高証明書					1											当該公文書は、建設業許可の更新の際に提出の必要のない書類であるため、実施機関では取得しておらず存在しないため	都市整備局市街地建築部建設業課	
26	R3. 2. 10	R3. 2. 18	建設業新規許可業者名簿（東京都知事許可 令和3年1月分）	5	1															都市整備局市街地建築部建設業課	
27	R3. 2. 15	R3. 2. 18	平成14年1月25日付13多西建二建第5057号「建築計画概要書」	2	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課	
28	R3. 1. 25	R3. 2. 19	十条駅西口地区第一種市街地再開発事業に係る「事業計画書」（令和元年11月11日收受分）	55		1					1									（7条3号）支出金明細の総額及び事業年度別計画の一部並びに資金調達計画の総額及び事業年度別計画の一部は、市街地再開発組合の内部管理に属する情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため 市街地再開発組合に関わる法人の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、同業者等が当該法人が独自に構築した資金計画等に関するノウハウを知ることが可能になるなど、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため	都市整備局市街地整備部再開発課
29	R3. 1. 25	R3. 2. 19	大山町クロスポイント周辺地区第一種市街地再開発事業に係る「事業計画書」（令和2年5月12日收受分）	60		1					1									（7条3号）支出金明細の総額及び事業年度別計画の一部並びに資金調達計画の総額及び事業年度別計画の一部は、市街地再開発組合の内部管理に属する情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため 市街地再開発組合に関わる法人の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、同業者等が当該法人が独自に構築した資金計画等に関するノウハウを知ることが可能になるなど、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため	都市整備局市街地整備部再開発課
30	R3. 2. 10	R3. 2. 22	東京都市計画河川呑川計画図 （住所：東京都大田区〇〇二丁目〇〇-〇〇付近）	1	1															都市整備局都市基盤部調整課	
31	R2. 12. 24	R3. 2. 24	築地再開発の検討に係る業務委託（その2）報告書（平成30年6月）	※	1															都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	
32	R2. 12. 24	R3. 2. 24	1 築地再開発の検討に係る業務委託（その6）報告書（令和2年3月） 2 築地再開発の検討に係る業務委託（その7）報告書（令和2年3月）	※		1							1	1						（7条5号）都市基盤施設及び築地再開発の概略検討等の情報や企画提案書（案）、都市計画図書（素案）及び関係機関協議に関する情報は、築地再開発に係るまちづくりの具体化を図る上での検討途上の情報である。 これらの情報は、都の機関の内部における審議・検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ並びに特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるため （7条6号）都市基盤施設及び築地再開発の概略検討等の情報や企画提案書（案）、都市計画図書（素案）及び関係機関協議に関する情報が公になることにより、本件事業の実施方法等が確定したものと誤認され、都民に混乱を生じさせるなどした結果、事業者の募集その他の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
33	R3. 2. 17	R3. 2. 24	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇の以下の書類 決算変更届出書 第24期、第23期、第22期 各一式（閲覧対象内に限る）	73		1					1									（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
34	R3. 2. 17	R3. 2. 24	東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇の以下の書類 決算変更届出書 第54期、第53期、第52期 各一式（閲覧対象内に限る）	51		1					1									（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課

